

福祉サービス第三者評価の周知等について

1 趣 旨

受審事業所側の職員（保育所、放課後児童クラブの担当者など）、利用者（保護者など）の多くが、第三者評価の結果を見たことがないものと推察されるため、まずは評価結果を見ていただき、理解を深めていただくことを目的として、制度の周知に取り組みたい。

2 周知方法

(1) メールによる情報提供

ア 名 称	「第三者評価活用マガジン」
イ 対 象	15 市、一部の社会福祉法人（※了解を得た法人）
ウ 内 容	① WAMNET に公開された評価結果の案内 ② 事業所アンケートの内容（抜粋） ③ 指導監査における好事例、当面の予定 ④ その他、第三者評価制度に関する話題提供 （※ 保育所、放課後児童クラブ以外を含む。）
エ 頻 度	不定期（おおむね半年に一度）

(2) 市町村別受審状況の公表（保育所）

県ホームページにおいて、市町村別、公立私立別に整理した評価結果のリンク集を公開し、利用者の閲覧を促進します。

3 その他

- ・上記取組みの後、特別養護老人ホーム等についても、同様の取組みを進めます。
- ・利用者（家族）への周知方法については、今後、さらに検討を進めます。